

# 全建とやま賞表彰要綱

## 第1条 趣旨

全建活動の発展に寄与し、人格見識にすぐれ功績顕著な会員及び建設技術者の範たるにふさわしい会員を表彰するものとする。

## 第2条 賞の名称と数

全建とやま賞 若干名

## 第3条 表彰基準

会員個人の業績を対象とする。また、その業績は前年度実施した事業における業績にとどまらないものとし、次の要件の一に該当する会員とする。

- (1) 本協会の組織活動及び事業活動において、発展に寄与した者で谷口賞、谷口功労賞の対象に準ずる業績があった者。
- (2) 調査計画、施工監督並びに維持管理などの面で不断の研究、あるいは、創意と工夫に業績があったもの。

## 第4条 推せん

所属分会幹事及び事務局長は、表彰に値するものがあると認められるときは推せん調書（別紙様式）により、会長に推せんするものとする。

## 第5条 審査

- (1) 審査は全建とやま賞審査委員会（以下「委員会」という）において行う。
- (2) 委員会は、会長が委嘱した委員によって構成する。
- (3) 委員会は、第4条により推せんされた候補者について審査のうえ該当者を会長に上申するものとする。
- (4) 委員会において推せん者は、推せん理由を説明するものとする。又、必要に応じて候補者に説明を求めることが出来る。

## 第6条 表彰の決定

会長が、委員会の上申にもとづき、被表彰者を決定するものとする。

## 第7条 表彰の期日

表彰は、毎年度通常総会において行う。

## 第8条 表彰の方法

表彰は、表彰状及び記念品を授与して行うものとする。

附則 この要綱は昭和59年度から施行する。

令和 年 月 日

富山県建設技術協会  
会長 殿

分 会  
幹事氏名

全建とやま賞候補者推薦書

当分会の全建とやま賞候補者を下記のとおり推薦します。

記

1. 被推薦者の氏名年齢職名
2. 全建入会年月日
3. 現所属名
4. 授賞基準に該当する事項
5. 推薦理由
6. その他参考資料